■特集:研究プロジェクト:研究グループ紹介

社会意識の変容と開発 研究グループ代表

石川英昭 (鹿児島大学法文学部)

本部門は、歴史的に形成された伝統 的な社会的・政治的文化や宗教・社会 規範の地域特性を解明し、それらの意 識の変容を探ることで、地域開発のた めの社会的文化的基盤づくりに寄与す ることを目的としている。

しかし、メンバーの各自は従来各々の研究を行ってきており、従って本部門での研究は、各自の経験を前提にしており、各自のテーマとするものは、下に記す通り独自性を持っている。

本部門の中で、石川は総論的研究を 行う予定である。特に奄美の社会の中 にある伝統的法意識を、平井の政治意 識研究、木村の平和意識研究、米田の 法サービスの社会システム研究と連動 させて、解明して行く。

平井一臣は、「開発と地域住民の政治 意識」という個別テーマを掲げて、次 のような研究を進める。

復帰後の復興特別措置法、振興開発 法に基づく開発行政の展開過程のな で、地域住民の開発に対する政治意識 がどのように変化したのかを明らか する。ここで政治意識というのは、開 発に対する是非や好悪の判断と、選挙 における投票行動や社会運動への意識の などの政治的行為とを媒介する意識の ことを指す。とくに、国政選挙及び 治体選挙における開発問題の位置づけ、 電振法の延長問題に関連する様れるを 情運動や、枝手久問題に象徴するな 規模開発問題を 素材にしなるを 変を 変を 変を がにしたれるが でいたしたれるが、 でいたしたれるが、 でいたが、 でいが、 でいたが、 でいが、 でいたが、 でいが、 でいが、

さらに、このような歴史分析を踏ま えて、現在の開発問題に対する住民意 識についてもメスを入れてみたい。現 在の日本では、従来型の中央集権的な ばらまき型の公共事業を中心とした開 発政治・開発行政に対して厳しい批判 が噴出している。しかしながら、従来 型の開発が問題であるとしても、今後 の開発 (公共事業を含む) は、どのよ うな理念の下でどのような仕組みを通 じて行えばよいのかという問題はいま だ未解決のまま残されている。島嶼と いう地理的特性を抱え、同時に、他の 地域に比して公共事業への依存体質が 強い奄美群島においては、今後の開発 問題をめぐる理念と仕組みを考えるこ とは急務の課題であると思われる。行 政的公共性から市民的公共性への転換 の議論なども参考にしながら、地域住 民の開発に対する現在の意識状況を明 らかにし、これからの島嶼地域におけ る開発の理念と仕組みついて問題提起 ができればと考える。

木村朗は、「奄美諸島での脱軍事化の 試み―『地域』から『平和』を考え、 創造する―」という個別テーマを掲げ て、次のような研究を進める。

21世紀初頭に生じた9・11事件で明らかになったことは、世界最強の

軍事力をもってしても国民の安全を守 ることはできないという事実であり、 これまでの安全保障概念は根本的見直 しを求められることになった。より具 体的には、冷戦後の日米安保体制にお いて新たな軍事戦略拠点として重視さ れつつある「九州・沖縄」という一つ の「地域」から、平和を創造する主体 としての「市民」や「自治体」の側が、 「安全保障(外交・防衛)問題」を地 球的規模で考え、「国家」の側とは異な るもう一つの「平和戦略 (=平和憲法 を活かす具体的構想)」を考え行動する ことである。この点で注目されるのが、 「自分たちの安全は自分たちの手によ って守る」という。「市民(あるいは民 衆)による安全保障」、自治体・地域を 主体とする「地域から問う安全保障」 であり、全国各地で「脱国家」・「脱軍 事」の動きを創り出そうとする試みで あろう。

そこで、本研究では、新ガイドライ ン安保体制下で最前線基地化しつつあ る「地域としての九州・沖縄」の現状 をふまえ、鹿児島と沖縄の中間地点に 位置する奄美諸島での脱軍事化をめざ す取り組みを中心に「地域から平和を 創る」可能性を探ることにしたい。具 体的には、米軍による民間空港の軍事 利用や自衛隊活動の強化という鹿児島 県内の軍事化の動きに対して、米軍機 による奄美空港の頻繁な利用(ここ数 年は九州地域で長崎・福岡両空港に次 ぐ大きさで、全国でも第3番目)や喜 界島での「像のオリ」建設に反対する 動きなど、奄美でこの間取り組まれて きた様々な平和のための運動について 取り上げ、その意義と今後の課題・問 題点などを明らかにしたい。特に、奄 美空港をかかえる名瀬市議会は、98 年 9月29日に鹿児島県内の民間空港、港 湾を米軍に使用させないことを求める 意見書を採択。名瀬市の行政区を大き く超えて、鹿児島県全域の空港、港湾

を米軍に使用させない意見書となって いるところが特徴的である。

米田健一は、「奄美群島における法律相談・紛争・訴訟とその社会組織」という個別テーマを掲げて、次のような研究を進める。

今回のプロジェクトでは、奄美群島における法サービス提供の社会組織に注目し、離島という地域における法サービスの利用と供給体制の特性を浮き彫りにしたい。

これまで把握されている概況として は、奄美群島は司法過疎の代表的な地 域とされる鹿児島県にあり、奄美群島 の中心である名瀬市には鹿児島地方裁 判所名瀬支部と名瀬簡易裁判所がある。 しかしここは、「司法へのアクセス」と いう観点で取り上げられる、弁護士が まったくいないかひとりしかいない地 区、いわゆるゼロ・ワン地区になって はいない。これに加え、鹿児島県弁護 士会は、比較的最近、鹿児島県弁護士 会奄美法律相談センターを設け、週に2 回、弁護士を派遣して無料の法律相談 を実施しており、名瀬市役所には長年 市民の法律問題の対応のための橋渡し をしてきた担当者が、住民の法サービ スの拡充を支えてきた。また一方、奄 美群島は、全国的に著名な環境保護訴 訟の舞台であり、そこでの法サービス の提供・供給形態は、原告、被告とも に、司法過疎地域あるいは離島という イメージを超えたものになっている。

本研究では、奄美という地域における社会文化の一部としての法サービスのありようの動態を把握することで、 当該地域を支える法サービスの在り方を浮き彫りにしたい。

以上の研究から、本部門では、地域の社会システム及び社会意識の特性を解明し、その変容を探ることで、「島嶼圏開発のグランドデザイン」の社会的基盤づくりに寄与したい。